

ハンガリー

意匠法

2010年4月1日に統合した2001年法律 XLVIII

2002年1月1日施行

目次

第1部 意匠と意匠権

第I章 意匠権の対象

第1条 保護することができる意匠

第2条 新規性

第3条 独自性

第4条 新規性と独自性に関する共通規定

第5条

第6条 拒絶理由

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条 意匠権を受ける適格のある意匠

第II章 意匠及び意匠権により付与される権利と義務

第12条 意匠創作者の人格権及び意匠開示に関する権利

第13条 意匠権を受ける権利

第14条 職務意匠と従業者意匠

第15条 意匠権の成立

第16条 意匠権により付与される権利

第17条 意匠権の制限

第18条 意匠権により付与された権利の消尽

第19条 意匠権の存続期間

第20条 保護の範囲

第21条 財産権の対象としての意匠及び意匠権

第III章 意匠及び意匠権の侵害

第22条 意匠の侵害

第23条 意匠権の侵害

第24条 不侵害の決定

第IV章 意匠権の消滅

第25条 仮の意匠権の消滅

第26条 確定的意匠権の消滅

- 第 27 条 意匠権の放棄
- 第 28 条 意匠権の無効と制限
- 第 29 条 ロイヤルティの返還請求

第 2 部 ハンガリー特許庁における意匠事項に関する手続

第 V 章 意匠の手続を規制する一般規定

- 第 30 条 ハンガリー特許庁の権限
- 第 31 条 行政手続の一般規則の適用
- 第 32 条 ハンガリー特許庁の決定
- 第 32/A 条 法的救済
- 第 32/B 条 電子行政及び庁の電子サービス
- 第 33 条 意匠の手続を規制するその他の一般規定

第 VI 章 意匠事項について保管する登録簿，公衆に対する情報

- 第 34 条 意匠出願登録簿，意匠登録簿
- 第 35 条 公衆に対する情報

第 VII 章 意匠権付与の手続

- 第 36 条 意匠出願とその要件
- 第 36/A 条 意匠の電子出願
- 第 37 条 出願日
- 第 38 条 意匠の単一性
- 第 39 条 意匠の表示
- 第 40 条 優先権
- 第 41 条 出願についての審査
- 第 42 条 一定事項の通達
- 第 43 条 方式要件の審査
- 第 44 条 新規性の調査
- 第 45 条 公告
- 第 46 条 所見
- 第 47 条 実体審査
- 第 48 条 補正と分割
- 第 49 条
- 第 50 条 意匠権の付与

第 VIII 章 意匠事項についてのその他の手続

- 第 51 条 更新手続
- 第 51/A 条
- 第 52 条
- 第 53 条

第 54 条 分割の手續

第 55 条

第 56 条

第 57 条 無効の手續

第 57/A 条

第 58 条

第 58/A 条

第 59 条 不侵害の決定の手續

第 60 条

第 3 部 共同体意匠保護及び意匠の国際登録に関する規定

第 VIII/A 章 共同体意匠保護に関する規定

第 60/A 条 一般規定

第 60/B 条 共同体意匠出願の転送

第 60/C 条 拒絶の理由としての共同体意匠

第 60/D 条 共同体意匠の侵害の法的結果

第 60/E 条 共同体意匠裁判所

第 VIII/B 章 国際意匠出願に関する規定

第 60/F 条 一般規定

第 60/G 条

第 60/H 条

第 60/I 条 (廃止)

第 60/J 条 ハンガリー特許庁を経てなされた国際意匠出願

第 60/K 条 ハンガリー共和国を指定する国際意匠出願

第 4 部 意匠事件における裁判手續

第 IX 章 ハンガリー特許庁による決定の再審理

第 61 条 再審理請求

第 62 条 裁判手續を規制するその他の規則

第 X 章 意匠訴訟

第 63 条 意匠訴訟を規制する規則

第 5 部 最終規定

第 XI 章 施行, 雑則, 経過規定, 改正規定

第 64 条 著作権との関係

第 65 条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定

- 第 66 条 (廃止)
- 第 67 条 改正規定及び関連する経過規則
- 第 68 条 権限
- 第 69 条 欧州連合の法律の遵守

第1部 意匠と意匠権

第1章 意匠権の対象

第1条 保護することができる意匠

- (1) 意匠権は、新規で独自性を有する意匠に対して与えることができる。
- (2) 意匠とは、製品自体及び／又はその装飾の特徴、特にそれらの線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は材質から生じる製品の全体若しくは一部の外観を意味する。
- (3) 製品とは、工業製品又は手工芸品を意味する。製品には、梱包、外装、図記号及び印刷用活字書体、並びに複合製品に組み立てることを意図された諸部品も含まれる。コンピュータ・プログラムは製品とはみなされない。
- (4) 複合製品とは、交換可能な複数の構成部分から成り分解及び再組立が可能な製品を意味する。

第2条 新規性

- (1) 意匠は、その優先日より前にそれと同一の意匠が公衆に利用可能なものとなっていない場合に新規であるとみなされる。
- (2) 重要でない細部においてのみ異なっている意匠は同一とみなされる。

第3条 独自性

- (1) 意匠は、知識を有する使用者に与える全体的な印象が、その優先日より前に公衆に利用可能なものとなっているすべての意匠が当該使用者に与える全体的な印象と異なっている場合に独自性を有するものとみなされる。
- (2) 独自性を評価する場合は、当該製品の性質及び当該製品に係る工業分野又は手工芸分野に特に着目しつつ、当該意匠の創作に当たった創作者の自由度を考慮するものとする。

第4条 新規性と独自性に関する共通規定

- (1) 意匠は、それが公表、展示、市販又はその他の形で開示されている場合に公衆に利用可能なものとなっているとみなされる。ただし、それらの結果が、欧州共同体内で活動している関係分野で専門化された業界にとって通常の業務過程において合理的に知られているようになっていない場合はこの限りでない。
- (2) 意匠は、それが守秘を条件として第三者に開示された場合は、公衆に利用可能なものになったとはみなされない。
- (3) 新規性と独自性の評価において、当該意匠の優先日の前12月の間に当該意匠が公衆に利用可能となったことは、それが次の場合に該当するときは考慮に入れられないものとする。
 - (a) 当該意匠の出願人又はその前権原者に対する濫用の結果である場合、又は
 - (b) 出願人、その前権原者、又は第三者であって、出願人若しくはその前権原者によって提供された情報若しくは行われた行為の結果として当該意匠を提供することができる立場になった者によって公衆に利用可能とされた場合

第5条

(1) 複合製品の構成部分を成す製品に使用される又は組み込まれた意匠は、次の要件を満たす場合のみ新規でかつ独自性を有するものとみなされる。

(a) 構成部分が、その複合製品に組み込まれた後にも当該複合製品の通常の使用状態において外部から見るができること、及び

(b) このような構成部分の外部から見ることでできる外観の特徴自体が新規性と独自性の条件を満たしていること

(2) (1)の意味において「通常の使用状態」とは、保守、点検又は修理を除き、消費者又は最終使用者による使用を意味する。

第6条 拒絶理由

(1) 製品の技術的機能からのみ帰結される当該製品の外観の特徴は意匠権を与えられない。

(2) 意匠が使用され及び／又は組み込まれている製品(以下「意匠を使用する製品」という)が別の製品に機械的に接続され又はその中に、その周りに又はそれに相対して設置され、その結果双方の製品がその機能を発揮することができるようにするために正確な形状及び寸法で複製される必要が求められる製品の外観の特徴は、意匠権を付与されない。

(3) (2)は、互換可能な製品のモジュール方式の範囲内での多重組立又は連結を可能とすることを目的とする意匠には適用しない。

第7条

公の秩序又は公衆道徳に反する意匠には、意匠権は与えられない。

第8条

(1) 次の場合に該当する意匠には、意匠権は与えられない。

(a) 工業所有権の保護に関するパリ条約において規定されている国章又は国家当局若しくは国際機関の記章の無許可の使用によって構成されている意匠の場合

(b) (a)に含まれる以外の勲章、記章、紋章、又は公共の利益のために使用される認証及び認可を示す公的な標識及び印章を含む意匠の場合

(2) (1)に規定する記章等を1要素として含むに過ぎない意匠については、所轄当局の同意がある場合に意匠権を与えられるものとする。

第9条

(1) 意匠権は、ある意匠であって、その優先日後に公衆に利用可能となり、かつ、先の優先日をもって意匠権が与えられているものと抵触する場合は、与えられない。

(2) 「先の優先日をもった意匠権」とは、ハンガリーにおいて与えられた又はハンガリーに拡張された意匠権を意味する。

第10条

(1) 意匠は、それが第三者の先の工業所有権に抵触する識別標識又は先行する日からハンガリーにおいて他人によって有効に使用されている識別標識を使用している場合は、意匠権を与えられない。ただし、そのような標識を先使用者の同意を得ないで意匠中に使用すること

が法によって許される場合はこの限りでない。

(2) 意匠権は、先の著作権を侵害する場合は与えられない。

(3) 権利及び／又は使用が(1)及び(2)の意味での先行性を有するか否かを判断する場合においては、意匠出願の優先性が考慮されるものとする。

第11条 意匠権を受ける適格のある意匠

意匠権は、次の条件を満たす意匠に与えられる。

(a) 第1条から第5条までの要件に適合すること

(b) 第6条から第9条までに基づいて意匠権から除外されていないこと

(c) 第10条に基づいて意匠権から除外されていないか、又は先の権利の所有者が第10条に基づいてその意匠の保護に対して所見を提出していないこと、及び

(d) 当該意匠の出願が本法の定める要件を遵守していること

第II章 意匠及び意匠権により付与される権利と義務

第12条 意匠創作者の人格権及び意匠開示に関する権利

(1) 意匠を創作した者は意匠創作者とみなされる。

(2) 裁判所の確定判決において別段の判決がなされない限り、出願日と認められた日に提出された出願に意匠創作者と記載された者が意匠創作者とみなされる。

(3) 2以上の者が共同で意匠を創作した場合は、別段の表示がない限り、意匠創作者権の持分は均等とみなされる。

(4) 裁判所の確定判決において別段の判決がなされない限り、出願日と認められた日に提出された出願に記載された意匠創作者権の持分又は(3)によって定まる持分が適用可能とみなされる。

(5) 意匠創作者は、意匠権に係る書類に意匠創作者として記載される権利を認められる。意匠創作者が書面で請求する場合は、意匠創作者は公表された意匠権書類に記載されないものとする。

(6) 意匠創作者は、意匠創作者権を争う者又は意匠に基づく人格権を侵害する者に対して民法に基づく訴訟を提起する権原を有する。

(7) 意匠出願の公告の前には、意匠は意匠創作者及び／又はその権原承継人の同意がある場合にのみ開示することができる。

第13条 意匠権を受ける権利

(1) 意匠権を受ける権利は意匠創作者又はその権原承継人に属する。

(2) 裁判所の確定判決又はその他の公的決定において別段の決定がなされない限り、意匠権を受ける権利は最先の優先日を伴う出願を行った者に属する。

(3) 意匠が2以上の者によって共同で創作された場合は、意匠権を受ける権利は、それら共同創作者又はそれらの権原承継人に帰属する。意匠権を受ける権利が2以上の者に共同で帰属する場合は、別段の表示がない限り、意匠権を受ける権利はそれらの者に均等に帰属するものとみなされる。

(4) 意匠権を受ける共同の権利及び共有意匠権に関しては、特許を受ける共同の権利及び共

有特許について規定する特許による発明の保護に関する法律(以下「特許法」という)の規定を準用する。

(5) ある意匠が2以上の者によって相互に独立の立場で創作された場合は、当該意匠権を受ける権利は、最先の優先日を伴う出願を行った者又はその権原承継人に属する。

第14条 職務意匠と従業者意匠

(1) 職務意匠とは、雇用関係に基づき意匠分野での開発を行う職務に従事している者によって創作された意匠を意味する。

(2) 職務意匠についての意匠権を受ける権利は、意匠創作者の権原承継人としての使用者に属する。

(3) 従業者意匠とは、雇用関係に基づく職務の遂行の中で創作されたものではないが、その実施が自己の使用者の事業の範囲内に該当する意匠であって従業者により創作されたものを意味する。

(4) 従業者意匠についての意匠権を受ける権利は意匠創作者に属する一方、当該従業者の使用者は当該意匠を実施する権原を有する。使用者の実施の権利は非排他的である。使用者は従業者意匠についてのライセンスを与える権利を有さない。使用者が存在しなくなった場合又は使用者の組織部門が分離された場合は、意匠の実施の権利は権原承継人に移転する。このような場合以外に、権利の譲渡若しくは移転は行うことができない。

(5) 職務意匠、従業者意匠及び意匠創作者への対価に係るその他の事項については、次に規定する取扱を除き、職務発明及び従業者発明に関する特許法の規定が準用される。

(a) 職務発明の守秘に関する規定及び企業秘密の対象となる事項としての職務発明の実施に関する規定は職務意匠には準用しない。

(b) 職務意匠の場合は、維持手数料の不納は、意匠権の更新をしないことを意味し、意匠の効力の満了は、更新がもはや不可能となった場合の意匠権期間の満了を意味する。

(c) 意匠権が及ぶ職務意匠の実施に対する対価は意匠創作者に対してのみ支払われるものとする。

(6) 公務員、職務関係にある者又は雇用的性格を有する法的関係の枠組内で働く協同体の構成員によって創作された意匠については、(1)から(5)までの規定が準用される。

第15条 意匠権の成立

(1) 意匠権は、意匠出願の公告によって成立する。当該意匠権は、意匠出願の日に遡って効力を生じるものとする。

(2) 公告により生じる意匠権は暫定的であり、意匠権が出願人に付与されることが決定された時に確定的なものとなる。

第16条 意匠権により付与される権利

(1) 意匠権は、意匠権所有者に対して当該意匠を実施する排他権を与えるものである。

(2) 実施の排他権に基づいて、意匠権所有者は、自己の同意を得ていない何人にも当該意匠を実施することを禁止する権原を有する。

(3) 実施は、特に、当該意匠を使用する製品を製造し、使用し、市場に出し、販売の申出を行い、輸入し、また輸出すること、及びこれらの目的で保管することを含む。

第 17 条 意匠権の制限

(1) 意匠権は、当該意匠権所有者に対して、第三者が次の行為を行うことを禁止する権原を与えるものではない。

(a) 当該意匠を個人的に又は非商業的な目的のために使用すること

(b) 当該意匠を実験目的に使用すること。当該意匠の主題が使用された製品の販売許可を与えるか否かを決定するために必要な実験若しくは試験を行うことを含む。

(c) 引用又は教育の目的で使用すること。ただし、そのような使用が当該使用に係る公正な慣行に反さないこと、意匠の本来の実施を害さないこと及び意匠の帰属先が明記されることを条件とする。

(2) 意匠権は、本来の外観を回復するために必要な範囲で複合製品の修理の目的で使用する場合の意匠の使用を第三者に対して禁止する権原を意匠権所有者に与えるものではない。ただし、そのような使用が当該使用に係る公正な慣行の要件に反さないことを条件とする。

(3) 先使用の権利は、ハンガリーの領域で及びその者の経済活動の範囲内で優先日前に善意で意匠を使用する製品の製造又は使用を始めた又はその目的で真摯な準備をした何人にも属する。特許法の規定を先使用に準用する。

(4) 相互主義を条件として、意匠権は、一時的にハンガリーの領域に入る外国籍の船舶及び航空機の設備、当該船舶及び航空機の修理目的の部品及び付属品の輸入、並びに当該船舶及び航空機の修理の実施については効力を及ぼさない。ハンガリー特許庁長官は相互主義に関する規則を制定する権限を有する。

第 18 条 意匠権により付与された権利の消尽

意匠権によって与えられた実施の排他権は、意匠権所有者自身によって又はその明示の同意の下に欧州経済地域内の市場に出された意匠を使用する製品に対する行為には及ばない。

第 19 条 意匠権の存続期間

(1) 確定的な意匠権の存続期間は、出願日に始まる 5 年間とする。

(2) 意匠権の存続期間は、それぞれ 5 年の期間をもって最大 4 回更新することができる。更新がなされた場合は、意匠権の新たな存続期間は、従前の保護期間の満了日の翌日に開始するものとする。

(3) 意匠権は、出願日から 25 年が満了した後には更新することができない。

第 20 条 保護の範囲

(1) 意匠保護の範囲は、意匠登録簿に託される当該意匠の写真、図面又はその他の図的説明(以上併せて「表示」という)に基づく対象製品の全体若しくは部分の外観に係る特徴、並びにある場合は保護範囲の部分放棄(第 48 条(2))によって決定される。

(2) 意匠保護の範囲は、知識を有する使用者に対して当該意匠と異なる全体的印象を与えるすべての意匠に及ぶものとする。

(3) 意匠保護の範囲を決定するに際しては、意匠の開発に当たる創作者の自由度が、特に対象製品の性質及び関係の工業若しくは手工芸の分野の特徴との関連において考慮されるものとする。

第 21 条 財産権の対象としての意匠及び意匠権

(1) 意匠及び意匠権によって与えられる権利は、人格権を除き、移転若しくは譲渡することができ、また担保を設定することができる。譲渡抵当担保としての担保権は、書面により譲渡抵当契約が結ばれかつその譲渡抵当が意匠登録簿に登録されることによってのみ設定されるものとする。

(2) 意匠権所有者は、その実施に関する契約(意匠ライセンス契約)を結ぶことによって他人に意匠を実施するライセンスを与えることができ、当該ライセンスを得た者はそれに対するロイヤルティを支払う義務を負う。意匠ライセンス契約に関しては、特許ライセンス契約に関する特許法の規定を準用する。

第 III 章 意匠及び意匠権の侵害

第 22 条 意匠の侵害

意匠出願又は意匠権の主題が違法に他人の意匠を窃取したものである場合は、当該侵害された意匠の所有者又はその権原承継人は、当該意匠権が全面的又は部分的に自己に帰属する権原を有することを主張し、民事責任に関する規則に従って損害賠償を請求することができる。

第 23 条 意匠権の侵害

(1) 保護が付与された意匠を違法に実施する者は、当該意匠権の侵害者とみなされる。

(2) 意匠権所有者は、特許権者が特許法に基づき自己の特許の侵害者に主張することができるのと同様の態様において、侵害者に対して民事上の請求を行うことができる。意匠権が侵害された場合は、所有者は、侵害商品が市場に出されることを防ぐために税関当局による措置を特定法律の規定に基づいて請求することができる。

(3) 意匠権の侵害があった場合は、特許法の規定が出願人及びライセンス契約に基づく意匠の実施権者の権利にも準用される。

第 24 条 不侵害の決定

(1) 意匠権に基づく権利の侵害訴訟が自己に対して提起される虞があると考える者は、そのような訴訟が提起される前に、自己が意匠を実施している又は実施しようとしている製品が自己の指摘する特定の意匠の意匠権を侵害するものでないとの決定を求めることができる。

(2) 特定の製品について意匠保護による権利の侵害は存在しないとの決定が確定した場合は、当該意匠権に関する侵害訴訟は、当該製品については提起することができない。

第 IV 章 意匠権の消滅

第 25 条 仮の意匠権の消滅

仮の意匠権は、次の場合は、遡って消滅する。

(a) 意匠出願が確定的に拒絶された場合

(b) 出願人が意匠権を放棄した場合

第 26 条 確定的意匠権の消滅

確定的な意匠権は、次の各場合は、それぞれに特定する日に消滅する。

- (a) 意匠存続期間が更新されることなく満了した場合は、満了日の翌日
- (b) 意匠権所有者が意匠権を放棄した場合は、当該放棄が受領された日の翌日又は放棄者が指定するそれより早い日
- (c) 意匠権が無効と宣言された場合は、出願日に遡って

第 27 条 意匠権の放棄

- (1) 意匠出願登録簿に表示されている出願人又は意匠登録簿に記入されている意匠権所有者は、ハンガリー特許庁に陳述書を提出することによって意匠権を放棄することができる。
- (2) 放棄が法律に基づく第三者の権利、当局の決定による第三者の権利、ライセンス契約に基づく第三者の権利、若しくは意匠登録簿に登録されたその他の契約に基づく第三者の権利に影響を及ぼす場合、又は意匠登録簿に当該意匠に関する訴訟の係属が登録されている場合は、当該放棄は、関係する第三者の同意を得てのみ行うことができる。
- (3) 複数の意匠を対象として意匠権が付与されている場合は、放棄は、それら複数意匠の一部のみを対象としても行うことができる。
- (4) 意匠権の放棄の取下は、法的効力を認められない。

第 28 条 意匠権の無効と制限

- (1) 意匠権は次の場合は、無効を宣言される。
 - (a) 意匠権の対象が第 1 条から第 10 条までに定める要件を充足していない場合
 - (b) 意匠登録簿に託された表示が、本法において規定される態様において意匠を表現していない場合(第 39 条)
 - (c) 意匠権の対象が出願日に提出された出願に表示されている意匠と異なる場合、又は分割出願の場合は分割出願の出願に表示された意匠と異なる場合
 - (d) 意匠権が、本法に基づき意匠権を受ける権原を有さない者に付与された場合
 - (e) 国際意匠出願が、ヘーグ条約(第 60/F 条)に基づく権原を有さない者によってなされた場合
- (2) 意匠権は、無効とする代わりに補正された態様で維持することができる(第 48 条(1)及び(2))。ただし、補正された態様での意匠権について無効の理由が存在しない場合に限る。
- (3) 複数の意匠を対象とした意匠権が付与された場合に、意匠権の無効の理由がそれら複数の意匠の内の一部のものについてのみ存在する場合は、意匠権は無効理由の存在しない残りものに制限されるものとする。
- (4) 無効を求める請求が最終決定において拒絶された場合は、何人も、同一の意匠権の無効を求める請求を同一の理由によって提起することはできない。

第 29 条 ロイヤルティの返還請求

確定的な意匠権が遡って効力が消滅した場合は、意匠権所有者又は意匠創作者に支払われたロイヤルティの内、当該意匠の実施による利益に該当しなかった部分についてのみ返還を請求することができる。

第2部 ハンガリー特許庁における意匠事項に関する手続

第V章 意匠の手続を規制する一般規定

第30条 ハンガリー特許庁の権限

- (1) ハンガリー特許庁は、次の意匠事項について権限を有する。
- (a) 意匠権の付与
 - (b) 意匠権の更新
 - (c) 意匠権の分割
 - (d) 意匠権の消滅についての決定
 - (e) 意匠権の無効
 - (f) 不侵害の決定
 - (g) 意匠出願及び意匠権についての登録
 - (h) 公式情報
- (2) ハンガリー特許庁は、意匠保護についての共同体制度(第VIII/A章)及び意匠の国際登録(第VIII/B章)に関する規定の適用から生じる事項についても権限を有する。

第31条 行政手続の一般規則の適用

ハンガリー特許庁は、本法に規定されている場合を除き、行政手続の一般規則に関する法律の規定を適用することによって、同庁の権限の範囲内にある意匠に関する諸事項についての手続を行う。

第32条 ハンガリー特許庁の決定

- (1) (廃止)
- (2) 無効手続及び不侵害の決定手続において、ハンガリー特許庁は3委員で構成される委員会による聴聞において決定を採択する。委員会の決定は、その委員の過半数によるものとする。
- (3) ハンガリー特許庁の決定は、再審理が請求されない限り送達により確定する。

第32/A条 法的救済

- (1) ハンガリー特許庁の決定に対しては、審判請求、再聴聞及び監督的手続並びに公訴官の異議申立は、認められない。
- (2) ハンガリー特許庁の意匠事項についての決定に対しては、第IX章に規定の非訟民事手続において裁判所によって再審理される。
- (3) 別段の定めが特許法にない場合は、ハンガリー特許庁は、再審理請求がなされている場合に限り、かつ、当該請求が裁判所へ送付されるまでに限り、次の事項に関して行った、当該手続を終結させる庁の決定を取下又は修正することができる。
 - (a) 意匠権の付与
 - (b) 意匠権の更新
 - (c) 意匠権の分割
 - (d) 意匠権の消滅についての決定

- (e) 意匠権の無効
 - (f) 不侵害の決定
 - (g) ハンガリー共和国を指定する国際登録の効力の拒絶
- (4) 別段の定めが特許法にない場合は、ハンガリー特許庁は、庁の決定が法に反していることを庁が確認する又は当事者がその修正若しくは取下を全員一致で請求する場合に限り、再審査請求に基づいて(3) (e) 及び(f)にいう事項について取られた手続を終結させる庁の決定を取下又は修正することができる。

第 32/B 条 電子行政及び庁の電子サービス

- (1) 意匠事項については、手続の当事者は、(2)の事例を除いては、ハンガリー特許庁と電子的手段による書面で交信する権原を有さず、ハンガリー特許庁は当事者と電子的手段による書面で交信する義務を有さない。
- (2) 意匠出願及び更新請求は、第 36/A 条及び第 51/A 条に規定の態様及び条件において電子的にも行うことができる。
- (3) SMS によって情報を請求及び提供することは、意匠事項においては認められない。

第 33 条 意匠の手続を規制するその他の一般規定

- (1) ハンガリー特許庁における意匠に関する手続事項の内、第 30 条から第 32/B 条までに規定されていない事項に関しては、(2) 及び(3)に従うことを条件として、特許手続を規制する一般規定を準用する。
- (2) 意匠事項については、原状回復は次の場合は認められない。
- (a) 優先権の宣言の提出に関して定められた期限を遵守しない場合(第 40 条(2))
 - (b) 条約優先権の主張のために定められた期限又は博覧会優先権の主張のための 6 月の期限を遵守しない場合
 - (c) 原状回復の請求又は手続継続の請求のために定められた期限を遵守しない場合
- (3) 意匠事項の場合は、機密事項としての特許出願の取扱に関する規定は適用されないものとする。

第 VI 章 意匠事項について保管する登録簿、公衆に対する情報

第 34 条 意匠出願登録簿、意匠登録簿

- (1) ハンガリー特許庁は意匠出願登録簿と意匠登録簿を保有するものとし、それらには意匠権についての一切の事実と状況が記入される。
- (2) 意匠登録簿には、特に次の事項を登録する。
- (a) 意匠権の登録番号
 - (b) ファイルの参照番号
 - (c) 出願人による部分放棄を伴う意匠の表示(第 48 条(2))
 - (d) 意匠を使用する製品の名称
 - (e) 意匠権所有者の名称(公式名称)と住所(登録所在地)
 - (f) 代理人の名称及び登録所在地
 - (g) 意匠創作者の名称と住所

- (h) 出願日
- (i) 優先権に関する事項
- (j) 意匠権付与の決定日
- (k) 意匠権の更新又は分割
- (1) 意匠権の消滅，その法的理由及び消滅日，並びに補正された態様での意匠権の維持又は意匠権の制限
- (m) 実施ライセンス
- (3) 意匠権に係る一切の権利は，善意でかつ対価を支払って権利を取得した第三者に対しては，当該意匠が意匠登録簿に登録された場合に限って主張することができる。
- (4) 何人も意匠登録簿を閲覧ことができると共に，手数料を納付して登録された事項の写しを求めることができる。
- (5) 特許登録簿への登録に関する特許法の規定は，意匠登録簿への登録に準用する。
- (6) 出願が公告された後は，(3)から(5)までの規定は意匠出願登録簿に準用される。

第 35 条 公衆に対する情報

ハンガリー特許庁の公報においては，意匠出願及び意匠権に関する次の事項及び事実が特に公表される。

- (a) 一定事項の通達の場合は，出願人及び代理人の名称及び住所，出願の参照番号，出願日及び優先日(出願日と異なる場合)，並びに意匠を使用する製品の名称
- (b) 国際出願の事項の通達の場合は，(a)に掲げた事項に加えて，国際公開番号
- (c) 意匠出願の公告時には，(a)に掲げた事項及び意匠創作者の名称，意匠を使用する製品についての「工業意匠に関する国際分類を制定するロカルノ協定」に基づく国際分類(以下「国際分類」という)に基づく国際分類コード，並びに意匠の表示
- (d) 意匠保護が付与された後は，登録番号，意匠権所有者の名称及び住所(登録所在地)，代理人の名称及び登録所在地，ファイルの参照番号，出願日及び優先日，意匠を使用する製品の名称及びその国際分類コード，意匠創作者の名称及び住所，並びに意匠権付与の決定日
- (e) 意匠権の更新又は分割の場合は，それに関連する事項
- (f) 意匠権が消滅した場合は，その事実，その法的理由及び消滅日，意匠権の補正された態様での維持又は意匠権の制限
- (g) 意匠登録簿に登録された意匠権に関する権利の変更

第 VII 章 意匠権付与の手続

第 36 条 意匠出願とその要件

- (1) 意匠権付与の手続は，意匠出願のハンガリー特許庁への提出によって始まる。
- (2) 意匠出願には，意匠権の付与を求める願書，意匠の表示，意匠を使用する製品の名称，及び必要な場合におけるその他の関係書類が含まれる。
- (3) 意匠出願に際して遵守するべき詳細な方式要件については，特定法律によって定めるものとする。
- (4) 意匠出願を行う際には，特定法律において定められる出願手数料を納付しなければならない。当該手数料の納付は，出願日から 2 月以内になされるものとする。

(5) 公告がなされるまでは、出願人は、第 27 条の規定に従って自己の出願を取り下げることができる。

第 36/A 条 意匠の電子出願

(1) 意匠出願は、この目的のためにハンガリー特許庁によって作成された電子様式を使用して電子的にも行うことができる。

(2) 電子様式でなされた意匠出願を受領したときは、ハンガリー特許庁は、特定法律の定める態様で電子領収番号を含む自動通知を出願人に送付しなければならない。

(3) 電子様式でなされた意匠出願を受領後、ハンガリー特許庁は、その意匠出願が電子行政に関する法律によって規定された法的要件を遵守するか否かを直ちに審査する。

(4) 電子出願の場合は、意匠出願は、電子受領の自動通知が出願人に送付されたときに出願されたものとみなされる。ただし、ハンガリー特許庁が、受領した書類が解釈不能であることを確認しその当事者に電子メールで通知する場合はこの限りでない。

(5) 解釈不能の書類を提出した出願人又は当事者は、(4)に基づいて電子的に送付された通知の受領を確認する義務を負う。解釈不能の書類を提出した出願人又は当事者が電子的に送付された書類の受領を 15 日以内に確認しない場合は、ハンガリー特許庁は、それを郵便でその者に送付する。

(6) (廃止)

(7) 意匠電子出願の詳細規則は、特定法律で定める。

第 37 条 出願日

(1) 意匠出願については、少なくとも次のものを含む出願書類がハンガリー特許庁に提出された日が出願日となる。

(a) 意匠保護を求める表示

(b) 出願人を特定する又はその者との連絡を可能とする情報

(c) その他の要件が充足されていなくても、意匠の表示

(2) 出願日が与えられるためには、意匠の表示を提出する代わりに優先権書類に言及することをもって足りる。

第 38 条 意匠の単一性

(1) 意匠出願は、意匠を使用する複数の製品が国際分類の同一の類に属することを条件として複数の意匠についての保護を求めることができる。意匠出願は、更に、知識を有する使用者に与える全体的な印象に影響する共通の装飾特徴によって関連する意匠群を対象として求めることができる。

(2) 意匠出願についての詳細な方式要件を規定する特定法律(第 36 条(3))において、1 意匠出願において保護を求める意匠の最大数を定めることができる。

(3) 意匠出願においては、当該意匠を使用する製品を、可能な場合は、国際分類に基づくコード及びそこで用いられる用語を用いて特定するものとする。

第 39 条 意匠の表示

意匠出願の一部を構成する意匠の表示は、保護を求める意匠を明確に表示していなければな

らない。

第40条 優先権

- (1) 優先権を設定する日は次のとおりとする。
 - (a) 一般に、意匠出願の提出日(出願優先権)
 - (b) 工業所有権の保護に関するパリ条約に規定される場合については、外国出願の提出日(条約優先権)
 - (c) ハンガリー官報で公告されたハンガリー特許庁長官の通達に述べられている場合については、博覧会における意匠の展示の開始日で、出願の提出日の前6月以内の日(博覧会優先権)
 - (d) 同一の意匠について先になされた係属中の意匠出願の出願日で、当該出願の提出前6月以内の日。ただし、当該意匠について別の優先日が主張されないことを条件とする(国内優先権)。
- (2) 条約優先権、博覧会優先権及び国内優先権は出願日から2月以内に主張しなければならない。条約優先権を設定する書類又は博覧会における展示を証明する書類は出願日から4月以内に提出されなければならない。展示の証明については、展示の証明に関する特許法の規定が準用される。
- (3) 国内優先権を主張する場合は、先の意匠出願は取下とみなされる。
- (4) 複数の意匠についての保護を求める意匠出願において1若しくは複数の優先権が主張される場合は、そのような優先権は、第39条に従って付与される優先権を設定する出願により示される意匠についてのみ認められる。
- (5) 条約優先権は、外国出願が、パリ条約の加盟国でない世界貿易機関の加盟国又は相互主義に従うことを条件として何れか他国においてなされた場合も、パリ条約に定める条件に基づいて主張することができる。ハンガリー特許庁長官は、相互主義の事項に関する決定をする権限を有する。

第41条 出願についての審査

- (1) 意匠出願がなされた場合は、ハンガリー特許庁は、次の事項についての審査を行う。
 - (a) 当該出願が、出願日付与の要件を満たしているか否か(第37条)
 - (b) 出願手数料が納付されているか否か(第36条(4))
- (2) その他の事項に関しては、出願の審査に関する特許法の規定が意匠出願の審査に準用される。

第42条 一定事項の通達

出願時において又は訂正の結果として、意匠出願が出願日付与の要件を充足している場合は、ハンガリー特許庁は、その公報において第35条(a)に定める公式情報を公表する(一定事項の通達)。

第43条 方式要件の審査

意匠出願が第41条(1)に基づき審査される要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、第36条(2)及び(3)の方式要件が満たされているか否かを審査する。この審査に関しては、方式要件の審査に関する特許法の規定を準用する。

第 44 条 新規性の調査

- (1) 意匠出願が第 41 条(1)に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、意匠の表示に基づきかつ当該意匠を使用する製品の名称に適正な考慮を払いつつ、新規性の調査を行い調査報告書を作成する。
- (2) 調査報告書には、当該出願において表示された意匠が新規でかつ独自性を有するものであるかを決定するに際して考慮された書類及びその他の事項を明記するものとする。
- (3) 出願人が手数料を納付して請求した場合は、調査において考慮された書類の写しと共に調査報告書が出願人に送付される。

第 45 条 公告

- (1) 意匠出願は、最先の優先日から 9 月の期間が満了した時に公告される。
- (2) 出願人が請求した場合は、第 41 条(1)の要件が満たされていることを条件に、より早い日に出願の公告を行うことができる。
- (3) 出願人が請求した場合は、出願の公告は遅らせるものとする。当該請求は、(1)に基づく適用期間又は先に出願の公告を遅らせた期間が満了する遅くとも 2 月前になされなければならない。出願の公告を遅らせることを求める請求が取り下げられた場合は、意匠出願は、(1)に基づく適用期間の満了時に又は直ちに公告される。
- (4) 意匠出願の公告は、最先の優先日から 30 月を超えて遅らせることはできない。
- (5) 意匠出願の公告を遅らせることを請求するには、当該請求を行った日から 2 月以内に特定法律に規定される手数料を納付しなければならない。
- (6) 公告を遅らせることを求める請求についての手数料が請求時に納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、(5)に規定する期間内にその要件を満たすよう出願人に要求するものとする。出願人がこの要求に従わない場合は、請求は取下とみなされる。
- (7) 公告は、第 35 条(c)に規定のとおり、ハンガリー特許庁の公報において情報を公衆に提供することにより行われる。
- (8) 公告は出願人に通知されるものとする。

第 46 条 所見

- (1) 意匠出願の公告がなされた後は、(2)に従うことを条件として、何人も当該意匠若しくは当該意匠出願が意匠権の何らかの要件を遵守していない旨の所見を、意匠権付与の手續において、ハンガリー特許庁に提出することができる。
- (2) 第 10 条に基づく所見は、先の権利の所有者のみが提出することができる。
- (3) ハンガリー特許庁は、先の権利の所有者がその旨の所見を提出した場合にのみ第 10 条に基づく意匠権の拒絶を考慮する。
- (4) 所見は、所見を提出する権原を有する者によってなされた場合に限り、その者が異論を申し立てた要件を審査する際に考慮される。
- (5) 所見を提出した者は、(2)にいう先の権利の所有者を除き、当該意匠権を求める手續の当事者となるものではない。当該人に対しては、意匠権付与に関する決定書を送付することによって所見の結果を通知する。

第 47 条 実体審査

- (1) 意匠出願が第 41 条(1)に定める要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該意匠出願についての実体審査を実施する。
- (2) 実体審査においては次の事項が審査される。
 - (a) 意匠が第 1 条から第 5 条までの要件を満たしているか否か、及びそれが第 6 条から第 9 条までに基づいて又は先の権利の所有者による第 10 条に基づくその趣旨での所見の結果として意匠権から除外されていないか否か、並びに
 - (b) 出願が本法に定める要件を遵守しているか否か
- (3) 意匠出願が(2)に基づいて審査された要件を満たしていない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対して異論の内容に従い、不備を訂正するか、意見を提出するか、又は出願を分割するよう求める。
- (4) 意匠出願は、不備の訂正がなされ又は意見が提出された後においても、審査要件の不備が発見された場合は全面的に又は部分的に拒絶される。
- (5) 意匠出願は、出願人に対する要求で正確かつ明示的に述べられ、十分に推論することができる理由に基づいてのみ拒絶することができる。必要な場合は、出願人に対して更なる対応が求められる。
- (6) 出願人がハンガリー特許庁による求めに応じない場合、又は出願の分割を行わない場合は、出願人は、出願取下とみなされるか又は、出願の公告が既になされている場合は、仮の意匠権を放棄したものとみなされる。

第 48 条 補正と分割

- (1) 意匠出願は、出願日における出願に示されている意匠との同一性が失われない範囲においてのみ補正を行うことができる。
- (2) 意匠の表示の特定の部分は意匠の構成要素ではなく、それについての意匠権は求められていない旨の出願人の陳述は、補正とみなされる。
- (3) (1)に従うことを条件として、出願人は出願の補正を意匠権を付与する決定が確定するまでの間にのみ行うことができる。

第 49 条

- (1) 出願人が単一の出願において複数の意匠についての権利を求めている場合は、出願人は、意匠権付与に関する決定が確定するまでの間、当該出願についての出願日及び先の優先日(ある場合)を維持したまま、出願の分割を行うことができる。
- (2) 出願の分割を行うためには、その請求日から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。
- (3) 分割請求時に分割手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、出願人に対して、(2)に定める期間内にその要件を満たすよう求める。出願人がこの要求に従わない場合は、分割請求は取下とみなされる。

第 50 条 意匠権の付与

- (1) 意匠出願及びその対象である意匠が審査要件(第 47 条(2))のすべてを充足している場合は、ハンガリー特許庁は、出願公告日から少なくとも 1 月が満了した後に当該出願の対象と

された意匠について意匠権を付与する。

(2) 意匠権の付与は意匠登録簿(第 34 条)に登録されると共に、ハンガリー特許庁の公報(第 35 条)において情報が通知される。

(3) 意匠権が付与された後に、ハンガリー特許庁は、意匠登録簿の抄本を添付して意匠証明書を交付する。

第 VIII 章 意匠事項についてのその他の手続

第 51 条 更新手続

(1) ハンガリー特許庁は、意匠権を、意匠権所有者による請求に基づき更新することができる(第 19 条(2))。複数の意匠を対象として付与された意匠権は、それら意匠の一部についてのみ更新することもできる(部分的更新)。

(2) 更新の請求を行う場合は、意匠権の更新を求める意匠の登録番号を、また部分的更新の場合は関係意匠の登録番号を明記しなければならない。

(3) 更新の請求は、意匠権の満了前 6 月以後、かつ、遅くとも満了日から 6 月の期間内に提出しなければならない。

(4) 意匠権更新の請求を行うためには、その請求日から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

第 51/A 条

(1) 更新の請求は、その目的のために特別に設計されたハンガリー特許庁の電子様式を使用して電子的にも行うことができる。

(2) 電子的に提出された更新請求の場合は、第 36/A 条(2)から(5)までを準用する。

第 52 条

(1) 更新の請求が第 51 条(1)から(3)までに規定する要件を遵守していない場合は、ハンガリー特許庁は、更新請求人に対してその不備を訂正することを求める。

(2) 更新請求は、その請求人が不備の訂正を行い又は意見を提出した後においても、当該求めに記載された要件を遵守していない場合は拒絶される。更新請求人が指定された期限内に当該求めに応答しない場合は、更新請求は取下とみなされる。

(3) 更新請求の手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、請求人に対して本法に定める期限内にその要件を満たすよう求める。更新請求人がこの要求に応じない場合は、更新請求は取下とみなされる。

第 53 条

(1) 更新請求が第 51 条に規定する要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は、当該意匠権を更新する。

(2) 意匠権の更新は意匠登録簿(第 34 条)に登録されると共に、ハンガリー特許庁の公報(第 35 条)において情報が通知される。

第 54 条 分割の手続

- (1) 意匠権所有者は、複数の意匠を対象として付与された意匠権を、複数の意匠又はその特定のグループに分離することによって分割することができる。
- (2) 意匠権の分割請求は、互いに分割の態様に応じて、当初の意匠権が分割された数と同数の写しを提出して行うものとする。
- (3) 意匠権の分割請求においては、当初の意匠権の登録番号が明記されなければならない。意匠出願の要件に関する規定(第 36 条(2)及び(3))は意匠権の分割請求及びそのための提出書類に準用する。
- (4) 意匠権の分割請求を行うには、その請求日から 2 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

第 55 条

- (1) 意匠権の分割請求が第 54 条(1)から(3)までに定める要件を遵守していない場合は、請求人は、その不備を訂正するよう求められる。
- (2) 意匠権の分割請求は、不備の訂正がなされ又は意見が提出された後においても、当該求めに記載された要件を遵守していない場合は拒絶される。請求人が当該求めに応答しない場合は、分割請求は取下とみなされる。
- (3) 分割請求の手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁は、請求人に対して本法に定める期限内にその要件を満たすよう求める。請求人がこの要求に応じない場合は、当該請求は取下とみなされる。

第 56 条

- (1) 意匠権の分割請求が第 54 条に規定する要件を満たしている場合は、ハンガリー特許庁は意匠権の分割を行う。
- (2) 意匠権の分割は意匠登録簿(第 34 条)に登録されると共に、ハンガリー特許庁の公報(第 35 条)において情報が通知される。
- (3) 意匠権の分割を行った後、ハンガリー特許庁は、分割後の各意匠権についての意匠証明書を、登録簿の抄本を添付して交付する。

第 57 条 無効の手続

- (1) (2)に規定する場合を除き、何人も、第 28 条に基づき意匠権所有者に対して意匠権の無効を求める手続を提起することができる。
- (2) 意匠権の無効は、第 9 条及び第 10 条に基づく場合は先の抵触する権利の所有者が、また第 28 条(1)(d)に基づく場合は意匠権を受ける権原を有する者が請求することができる。
- (3) 無効請求は、関係の各意匠権所有者用の写し、及び職務意匠に付与された意匠権の場合は各意匠創作者用の写しに追加の写し 1 通を添付してハンガリー特許庁に提出されるものとする。請求書においては依拠する理由を記載すると共に、それについての書証が添付されなければならない。
- (4) 無効請求については、その提出日から 2 月以内に、特定法律に定める手数料を納付しなければならない。
- (5) 無効請求が本法に規定する要件を遵守していない場合は、請求人は、不備の訂正を行う

よう求められる。請求人が請求手数料を納付しない場合は、ハンガリー特許庁は、請求人に対して本法に定める期限内にその要件を満たすよう求める。これらの要求が充足されない場合は、無効請求は取下とみなされる。

第 57/A 条

職務意匠に付与された意匠権の場合は、ハンガリー特許庁は、無効請求を意匠創作者に送付し、その者が、請求の受領後 30 日以内にその旨の陳述書を提出したときは無効手続の当事者になることができる旨を通知する。

第 58 条

(1) ハンガリー特許庁は、意匠権所有者に、及び職務意匠に付与された意匠権の場合は意匠創作者に、無効請求に対する意見書を提出するよう求める。書類による準備作業の後、ハンガリー特許庁は、聴聞において意匠権の無効、補正された態様での意匠権の維持、意匠権の制限又は請求拒絶の何れかの決定を行う。聴聞を行うことなく手続を終結する命令も出すことができる。請求人に対してハンガリー特許庁が定める期限後は、期限内に無効の理由として述べられなかった如何なる理由も無効の基礎となる理由として認められない。期限後に出された理由は、最終決定の採択時に考慮から除かれる。

(2) 聴聞の過程で採択された命令及び決定は、聴聞の日に公表される。公表は、決定に限り、またその事案の複雑さに鑑み不可欠の場合に限り 8 日以内で延期することができる。この場合は、公表の期限を直ちに定めるものとし、決定は公表の日までに書面にする。

(3) 決定の公表は、効力発生部分と理由の簡潔な提示から成るものとする。

(4) 決定は、ハンガリー特許庁が公表を延期した場合を除き、決定日から遅くとも 15 日以内に書面にしなければならず、書面にした日から 15 日以内に送達されなければならない。

(5) 同一の意匠権の無効を求める複数の請求が提起された場合は、それらは、可能な場合は同一の手続において扱われる。

(6) 無効請求が取り下げられた場合は、第 10 条又は第 28 条(1) (d) のみに基づいて無効が請求された場合を除き、手続は職権で継続することができる。この場合は、ハンガリー特許庁は、先に当事者によってなされた陳述及び主張を考慮に入れ、請求の枠組の中でも手続を進めることができる。

(7) 手続費用は、無効手続において敗れた方の当事者が負担を求められる。

(8) 意匠権の無効、補正された態様での意匠権の維持又は意匠権の制限は意匠登録簿(第 34 条)に登録されると共に、ハンガリー特許庁の公報(第 35 条)において関連情報が通知される。

第 58/A 条

(1) 意匠権の侵害について裁判手続が開始されその事実が証明された場合は、何人かの請求によって、無効手続は加速することができる。

(2) 加速手続の請求には、当該請求の後 1 月以内に特定法律に定める手数料を納付しなければならない。

(3) 請求が(1)にいう要件を満たさない場合は、加速手続の請求人は不備の訂正又は意見の提出を求められる。加速手続の請求は、不備の訂正又は意見の提出後も、本法に規定された要件を満たさない場合は却下される。求めに応じない場合は、加速手続の請求は取下とみなさ

れる。

(4) 請求の手数料が納付されない場合は、加速手続の請求人は本法に定められる期限内に納付すよう求められる。この求めに応じない場合は、加速手続の請求は取下とみなされる。

(5) ハンガリー特許庁は、命令によって加速手続を確定しなければならない。

(6) 加速手続の場合は、第 33 条(1)及び第 58 条の規定を適用除外して、次のとおりとする。

(a) 不備の訂正又は意見の提出のために 15 日の期限も定めることができる。

(b) 正当な理由のある場合に限り期限の延長を認めることができる。

(c) ハンガリー特許庁は、事実の明確化のために当事者を共に聴聞することが必要な場合又は何れかの当事者が適時に求める場合に限り口頭による聴聞を行う。

第 59 条 不侵害の決定の手続

(1) 不侵害の決定(第 24 条)を求める請求は、関係の各意匠権所有者用の写しに追加の写し 1 通を添付してハンガリー特許庁に対して提起するものとする。当該請求書には請求人が使用している又はその使用を意図している製品の表示と当該意匠権を含む意匠の表示が含まれていなければならない。

(2) 不侵害の決定を求める請求は、1 の意匠権かつ当該意匠を使用している又はその使用が意図されている 1 の製品についてのみ提起することができる。

(3) 不侵害の決定を求める請求を行う場合は、請求の後 2 月以内に、特定法律において定められる手数料を納付しなければならない。

(4) 不侵害の決定を求める請求が本法に定める要件を遵守していない場合は、請求人は、不備を訂正するよう求められる。請求人が請求手数料を納付しない場合は、請求人は、本法に定める期間内にその要件を満たすよう求められる。不備を訂正しない場合は、当該請求は取下とみなされる。

第 60 条

(1) ハンガリー特許庁は、関係の意匠権所有者に不侵害の決定を求める請求についての意見書を提出するよう求める。書類による準備作業の後、ハンガリー特許庁は、聴聞において請求を容認若しくは拒絶する決定を行う。手続を終結する命令は、聴聞を行うことなく出すことができる。

(2) 不侵害の決定の手続に要する費用は、その請求人が負担する。

(3) 不侵害を決定する手続に第 58 条(2)から(4)までを準用する。

(4) 不侵害を決定する手続に第 58/A 条を準用する。

第 3 部 共同体意匠保護及び意匠の国際登録に関する規定

第 VIII/A 章 共同体意匠保護に関する規定

第 60/A 条 一般規定

本法の適用上、次のとおりとする。

- (a) 共同体意匠規則：共同体意匠に関する理事会規則 (EC) No. 6/2002
- (b) 共同体意匠：共同体意匠規則第 1 条 (1) に規定する、登録の有無を問わず保護される意匠
- (c) 共同体意匠出願：共同体意匠規則に従ってなされる共同体意匠の登録出願

第 60/B 条 共同体意匠出願の転送

- (1) 共同体意匠出願がハンガリー特許庁になされる場合は、共同体意匠規則第 35 条 (2) に従ってそれを転送するために特定法律に定める手数料を出願時に納付しなければならない。
- (2) 共同体意匠出願を転送するための手数料が納付されない場合は、ハンガリー特許庁はその不備を訂正するよう出願人に求める。ハンガリー特許庁は、手数料が納付された後に共同体意匠出願を転送する。

第 60/C 条 拒絶の理由としての共同体意匠

第 9 条 (2) を登録共同体意匠に適用する。

第 60/D 条 共同体意匠の侵害の法的結果

共同体意匠の侵害の場合は、共同体意匠規則第 88 条から第 90 条までの規定に従いかつ同条にいう事案において、本法を基礎としてハンガリー特許庁によって付与された意匠権の侵害の場合と同一の制裁及び救済が適用される。

第 60/E 条 共同体意匠裁判所

- (1) ハンガリー共和国において、第 63 条 (2) に規定する内容における第 1 審裁判所としてのメトロポリタン裁判所は、共同体意匠規則第 80 条 (1) にいう共同体意匠裁判所となる。
- (2) メトロポリタン控訴裁判所が、共同体意匠第 2 審裁判所としてメトロポリタン裁判所の判決に対する控訴に関する管轄権を有する。

第 VIII/B 章 国際意匠出願に関する規定

第 60/F 条 一般規定

本法の適用上、国際意匠出願は、工業意匠の国際寄託に関する 1925 年ヘーグ協定 (以下「協定」という) の 1999 年 7 月 2 日ジュネーヴ・アクトに基づいてなされる意匠出願を意味する。

第 60/G 条

この章の規定は、工業意匠の国際寄託に関する 1925 年ヘーグ協定の 1960 年 11 月 28 日ヘーグ・アクトに基づいてなされる国際寄託に準用する。

第 60/H 条

- (1) 本法が協定の適用を意味する場合は、第 60/F 条及び第 60/G 条にいう協定のアクトに基づく共通規則の適用をも意味するものと解釈する。
- (2) 協定に別段の定めがある場合を除き、本法の規定が、この章に規定するものを除き、国際意匠出願に適用される。

第 60/I 条 (廃止)

第 60/J 条 ハンガリー特許庁を経てなされた国際意匠出願

- (1) 協定に基づく国際意匠出願の転送については、ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国が出願人の締約国として表示されている国際意匠出願について手続を進める。
- (2) 国際意匠出願の転送については、特定法律に定める送付手数料をハンガリー特許庁に納付しなければならない。また、国際意匠出願に関連しては、協定に定める手数料を期限内にかつ協定に定める方法で納付しなければならない。

第 60/K 条 ハンガリー共和国を指定する国際意匠出願

- (1) ハンガリー共和国を指定する国際意匠出願は、国際登録の日から、ハンガリー特許庁に適正になされた意匠出願(第 37 条)と同一の効果を有する。
- (2) 国際事務局での手続における国際意匠出願の公告は、ハンガリー特許庁での手続における公告(第 45 条)と同一の効果を有するものとみなされる。
- (3) ハンガリー特許庁は、国際意匠出願の実体審査を行う。実体審査は、意匠が第 1 条から第 5 条までの要件を満たすか否か、また、第 6 条から第 9 条までに基づいて、及び第 10 条に基づく先の権利の所有者のその趣旨の所見により、意匠権から除外されていないか否かを確認する。
- (4) 国際意匠出願が、(3)に基づいて審査された要件を一部又はすべて遵守しない、又はそれに関して第 10 条に基づいて所見が提出された場合は、ハンガリー特許庁は、協定に定める日から 6 月以内に国際事務局に相応に通知しなければならない。
- (5) その通知には、その基礎とする理由を明記しなければならない。出願人は、通知に定める期限内に意見を提出するよう求められる。国際登録の効果の拒絶に関する決定をするときは、出願人の意見が考慮されなければならない。
- (6) 出願人が所定の期限内に求めに応じない、又は国際意匠出願が所定の期限内に出された意見に拘らず未だ審査された要件を遵守しない場合は、ハンガリー特許庁は、ハンガリー共和国の領域内での国際登録の効果を拒絶する。
- (7) 出願人の意見に基づいて、ハンガリー特許庁が(4)にいう通知の内容が一部又はすべて根拠がないとみなす場合は、庁は、その通知を一部又はすべて取り下げ、その取下の決定が確定した後に国際事務局に通知する。
- (8) ハンガリー特許庁が(7)に基づく通知を一部又はすべて取り下げる場合は、国際登録又はその取下で影響を受ける部分は、ハンガリー特許庁によって付与された意匠権(第 50 条)と同一の効果を取下の決定日から有する。
- (9) ハンガリー特許庁が(4)に基づく通知をしない場合は、国際登録は、ハンガリー特許庁によって付与された意匠権(第 50 条)と同一の効果を通知に定められた期限の到来の翌日から

有する。

第4部 意匠事件における裁判手続

第IX章 ハンガリー特許庁による決定の再審理

第61条 再審理請求

- (1) 裁判所は、請求に基づき、ハンガリー特許庁の次の事項を再審理することができる。
- (a) 第32/A条(3)にいう決定
 - (b) 手続を中断する又は意匠出願登録簿若しくは意匠登録簿の記入事項の根拠を与える決定
 - (c) 行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づいて独立の法的救済を認める対象であるファイルの閲覧を排除又は制限する命令
 - (d) 手続開始の請求を提出した者以外の者に手続当事者としての法的地位を否定する命令
 - (e) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の額及びその納付に関する決定
- (2) 手続上の罰金を科す命令又は手続費用の額及びその納付に関する決定に対して提起された再審理請求は、再審理請求において争われない決定の他の規定に関して進行を妨げる効果は有さず、それらの規定が確定となることを妨げない。
- (3) (1)にいう以外のハンガリー特許庁の命令は、(1)にいう決定の再審理請求においてのみ争うことができる。
- (4) 決定の再審理は、次の者によりすることができる。
- (a) ハンガリー特許庁における手続の当事者
 - (b) ファイルの閲覧において除外又は制限された者
 - (c) 手続当事者としての法的地位を否定された者
- (5) 意匠権の登録又は無効の決定についての再審理は、第7条及び第8条に基づき公訴官が請求することができる。ハンガリー特許庁での手続に参加した他の者は、自己に関する決定又はその規定の再審理についての独立の請求を自己の権利において提出することができる。
- (6) 再審理請求は、(7)及び(8)に規定の場合を除き、利害関係人又は他の手続当事者への決定の通知日から30日以内に提出又は書留で郵送しなければならない。
- (7) 次の場合は、再審理請求の提出のための30日の期限は、手続継続の請求又は原状回復の請求を拒絶する又は提出されていないものとみなす命令の通達日から起算する。
- (a) 当該日が(6)に基づく決定の通達日より後であり、かつ
 - (b) 手続継続の請求又は原状回復の請求が、(6)に基づく決定の直接の基礎となった不備の結果を避けるために提出された場合
- (8) ハンガリー特許庁による決定の再審理が、行政手続の一般規則に関する法律の規定に基づく憲法裁判所による決定を基礎として請求された場合は、再審理を請求する期限は憲法裁判所の決定の公告から30日間再開する。
- (9) 再審理請求はハンガリー特許庁に提出し、庁は意匠ファイルの書類を添えて、(10)に規定する場合を除き、15日以内に裁判所へこれを転送する。異議申立人が手続に参加している場合は、ハンガリー特許庁は相手方の請求の転送をその当事者に同時に通知する。
- (10) 再審理請求が根本的に重要な法律問題を提起する場合は、ハンガリー特許庁は、当該問題に関する陳述書を作成し、それを再審理請求書及び意匠ファイルの書類と共に30日以内に裁判所に転送する。
- (11) 手続要件に関する規則を再審理請求の要件に準用する。

(12) 時期に遅れた再審理請求については、裁判所が原状回復の可否を決定する。

第 62 条 裁判手続を規制するその他の規則

特許事項に関するハンガリー特許庁の決定を対象とした再審理の裁判手続についての規定は、意匠事項に関するハンガリー特許庁の決定を対象とした再審理の裁判手続に準用する。その場合は、特許法第 100 条(3)における特許法第 81 条(1)への言及を本法第 58 条(1)への言及と解釈する。

第 X 章 意匠訴訟

第 63 条 意匠訴訟を規制する規則

(1) 意匠又は意匠権の侵害，先使用及び継続実施の設定(第 65 条(8))に関する裁判手続並びに共同体意匠規則(第 60/A 条(a))第 110a 条(4)に基づく共同体意匠の使用の禁止について提起された裁判手続は，意匠訴訟に含まれる。

(2) 特許訴訟についての規定は意匠訴訟に準用する。

(3) (1)にいう以外の意匠訴訟においては，県裁判所(メトロポリタン裁判所)が特許訴訟を規制する規則を準用して処理する。

第5部 最終規定

第XI章 施行、雑則、経過規定、改正規定

第64条 著作権との関係

本法に基づいて意匠に与えられる保護は、芸術作品としての意匠に対する特定法律に基づく著作権による保護を制限するものではない。

第65条 本法の施行に関する規定を定める規則及び経過規定

(1) 本法は2002年1月1日から施行される。本法の規定は、(2)、(6)から(7)まで及び(9)から(10)までに規定するもの及び条件を除き、その施行後に開始される手続に限り適用される。

(2) 原状回復に関する規定は、本法施行時点で係属している手続に準用する。

(3) 本法の施行前に締結された意匠創作者の対価の契約若しくは意匠ライセンス契約又は本法の施行前に使用された職務意匠については、それらの締結又は使用時に効力を有する規定を適用する。

(4) 本法施行前に開始された意匠の実施は、意匠権により付与された権利及び意匠権の範囲、制限及び侵害に関して従前適用されていた規定に、本法施行日における実施の程度に応じて、従うものとする。

(5) 本法施行日に効力を有している意匠権の更新は、本法の規定に従うものとする。この規定は、意匠権の存続期間の満了日が本法の施行日の前6月以内であり、本法の施行までに従前規定に基づいて更新の請求がなされていない意匠権に準用する。

(6) 本法施行前に拡張された意匠権が本法施行後に更新された場合は、当該意匠権の無効については本法の規定が適用される。ただし、無効とされた場合は、意匠権は、拡張された意匠権の満了日に遡って消滅する。

(7) (6)の規定は、本法施行日に効力を有している意匠権が拡張されることなく第2回目の更新を受ける場合にも準用する。ただし、無効とされた場合は、意匠権は、第1回目の更新期間の満了時に遡って消滅する。

(8) 従前規定に基づいて拡張された意匠権が本法の施行前5年以内に期間満了により消滅した場合は、当該意匠権の所有者は、本法の施行から6月以内に、ハンガリー特許庁に対して、意匠権更新の規定の準用により、本法施行日から第19条(3)に定める期間の残余期間効力を有するものとして意匠権を再設定することを求める請求を行うことができる。この場合に、再設定される意匠権の当初期間は、第19条(3)に定める期間についての残余期間から10年を引いた期間とする。この場合は、更新請求の手数料が比例的に減額される。再設定の意匠権の当初期間が1年を超えない場合は、意匠権の再設定と再設定された意匠権の更新を併せて請求することができる。意匠権の消滅と本法施行の間に当該意匠の実施を始めたか又は継続した者はその意匠を継続して使用する権利を有するものとする。ただし、当該権利については、継続実施の権利に関する特許法の規定を準用する。

(9) 再設定された意匠権の無効については本法の規定を適用する。ただし、無効とされた場合は、意匠権は、本法施行日に遡って消滅する。

(10) 本法施行日に効力を有している又は本法施行前に消滅した意匠権の無効の条件につい

ては、優先日現在の規定が適用される。そのような意匠権であって本法施行後に更新されたか、又は再設定されたものは、その優先日現在の規定により無効とされる場合は、当該無効は請求日に遡って生じるものとする。このような場合は、(6)、(7)及び(9)の規定は適用しない。

(11) 法律における工業意匠及び工業意匠権の語は、それぞれ意匠及び意匠権を意味するものとする。

第 66 条 (廃止)

第 67 条 改正規定及び関連する経過規則

(1) (廃止)

(2) 本法施行前に対価の契約が締結され又は職務発明が実施されている場合は、そのような契約の締結時又は発明の実施時に効力を有する規定が適用される。

(3) 本法施行日に有効な実用新案保護の取消要件については、その優先日現在適用の規定に従う。

(4) (廃止)

第 68 条 権限

司法担当大臣は、ハンガリー特許庁長官との協議及びハンガリー特許庁の監督権を有する大臣との合意の上、意匠出願の詳細な方式規則を政令により制定する権限を有する。

第 69 条 欧州連合の法律の遵守

(1) 本法は、意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC を遵守する。

(2) 本法は、共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則(EC)No. 6/2002 を施行するために求められる規則を規定する。